

第 4 9 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 2 9 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 2 年中野区教育委員会規則第 6 号）及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年中野区教育委員会規則第 1 1 号）について、区議会第 2 回定例会にて議決された「中野区職員の育児休業等に関する条例」、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例の公布に伴い、関連する規則の改正を行う必要がある。

また、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日教育委員会規則第 2 1 号）について、子育て部分休暇の導入に伴う規定整備を行うため、規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第 11 号

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 4 項に次の 1 号を加える。

(8) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第 30 条第 12 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第 30 条の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「よる部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第 1 号部分休業」に改める。

第 30 条の 2 の 2 第 1 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 5 項ただし書中「ない。」の次に「また、中野区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 2 に規定する第 2 号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。」を加える。

第 30 条の 2 の 6 の次に次の見出し及び 7 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第30条の2の7 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する育児時間
- (7) 条例第17条第1項に規定する出産支援休暇
- (8) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- (9) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の2の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 出生時両立支援制度等
- (2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第30条の2の9 条例第18条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるも

のに限る。)

第30条の2の10 条例第18条の6第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の2の11 条例第18条の6第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第30条の2の12 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- (7) 条例第18条の3に規定する子育て部分休暇

第30条の2の13 条例第18条の6第2項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項に次の1号を加える。

(7) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第34条第12項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第35条第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同条第3項中「よる部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

第35条の2第1項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第5項ただし書中「ない。」の次に「また、中野区職員の育児休業等に関する条例第15条の2に規定する第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。」を加える。

第35条の6の次に次の見出し及び7条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第35条の7 条例第19条の5第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (2) 条例第9条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (3) 条例第10条第1項の規定による超過勤務の制限
- (4) 条例第11条第1項の規定による超過勤務の制限

- (5) 条例第 17 条第 1 項に規定する育児時間
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する出産支援休暇
- (7) 条例第 17 条第 1 項に規定する子の看護等のための休暇
- (8) 条例第 19 条の 2 に規定する子育て部分休暇

第 35 条の 8 条例第 19 条の 5 第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 出生時両立支援制度等
- (2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

第 35 条の 9 条例第 19 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講ずる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第 3 号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第 35 条の 10 条例第 19 条の 5 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第 35 条の 11 条例第 19 条の 5 第 2 項の教育委員会規則で定める期間は、3 歳に満たない子を養育する職員の子が、1 歳 11 月に達する日の翌々日から 2 歳 11 月に達する日の翌日までの 1 年

間とする。

第 35 条の 12 条例第 19 条の 5 第 2 項第 1 号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業
- (2) 条例第 9 条第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- (3) 条例第 10 条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (4) 条例第 11 条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 17 条第 1 項に規定する子の看護等のための休暇
- (6) 条例第 19 条の 2 に規定する子育て部分休暇

第 35 条の 13 条例第 19 条の 5 第 2 項第 1 号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
（中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正）

第 3 条 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 18 条の 2 第 1 項」の次に「、第 18 条の 3 第 1 項」を、「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第 3 条第 8 号中「及び第 18 条の 2 第 1 項」を「、第 18 条の 2 第 1 項及び第 18 条の 3 第 1 項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条中第 46 号を第 47 号とし、第 45 号を第 46 号とし、第 44 号を第 45 号とし、第 43 号の次に次の 1 号を加える。

- (44) 時間講師規則第 20 条及び日勤講師規則第 22 条の 3 に規定

する子育て部分休暇の承認に関すること。

第4条第9号中「第19条第1項」の次に「、第19条の2第1項」を、「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。